

掛川市規則第7号

掛川市知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成28年3月4日

掛川市長

(別紙)

掛川市知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

掛川市知的障害者福祉法施行細則（平成17年掛川市規則第86号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考4中「及び第5条の4第6項」を「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項」に改め、同表備考5(2)を次のように改める。

- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項

様式第2号、様式第4号及び様式第6号中「60日以内」を「3月以内」に、「に対する決定」を「に対する裁決」に改める。

様式第13号中「60日以内」を「3月以内」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「当該異議申立てに対する決定」を「当該審査請求に対する裁決」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。